

令和 5 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

令和5年3月29日（水）午前10時開会

出席議員 13人

1番	田	上	祥	子
2番	神	子	雅	人
3番	栗	山	香	子
4番	井	上	敏	夫
5番	高	橋		豊
6番	望	月	真	実
7番	高	田	昌	慶
8番	山	中	正	樹
9番	渡	辺		基
10番	鈴	木	信	一
11番	阿	部	隆	之
12番	藤	田	義	友
13番	山	本	雅	彦

欠席議員 なし

説明のための出席者

管	理	者	山	口	貴	裕
副		者	小	野		豊
副	管	者	岩	澤	吉	美
会	管	者	石	澤		修
事	計	者	中	塚	哲	夫
事	務	長	小	丸	和	茂
	務	長	小	宮	伸	一
	局		瀨	村		
	局					
	次					

事務局出席者

書	記	小	泉	祐	司
書	記	塚	田	尚	士

議 事 日 程

- 1 会期の決定
- 2 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 3 議案第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算（第1号）
- 4 議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について
- 5 議案第3号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会条例について
- 6 議案第4号 厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例について
- 7 議案第5号 厚木愛甲環境施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例について
- 8 議案第6号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第7号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計予算
- 10 議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例について

議 長 諸 報 告

- 8月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（10月分）
- 12月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（11月分）
- 1月25日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（12月分）
- 2月10日 令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。
- 2月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（1月分）
- 2月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
定期監査結果報告
- 3月8日 議員提出議案第1号を受理した。
- 同 日 議会運営委員会委員長から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。
- 3月9日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定

例会提出議案の送付があった。

議案第1号～第7号 7件

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

3月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

3月28日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（2月分）

本日の付議事件

1

く 議事日程に同じ

10

○神子雅人議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、管理者から発言の申出がありますので許可いたします。管理者。

○山口貴裕管理者 皆様、おはようございます。このたび厚木愛甲環境施設組合の管理者に就任いたしました厚木市長の山口貴裕でございます。議長のお許しをいただきましたので、管理者就任に当たっての御挨拶をさせていただきます。ありがとうございます。

初めに、議員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれの市町村で、住民福祉の向上に御尽力をいただいておりますこと心から敬意を表するところでございます。また、厚木愛甲環境施設組合の事業の推進に当たりまして、格別なる御理解と御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本組合は、厚木市、愛川町、清川村の3市町村が、一般廃棄物処理施設の設置や管理運営に関する事務を共同処理するという大きな使命を持って設立されたものであり、組合の管理者として責任の重さを実感しているところでございます。厚木愛甲地域におきましては、3市町村の皆様方の御理解、御協力の下、ごみの減量や資源化が進んでいるものと認識しております。本組合といたしましても、3市町村と手を携え、事業が進められるよう努めてまいります。

さて、ごみ中間処理施設につきましては、建設地であります厚木市金田地区の皆様方の御理解と御協力の下、令和7年12月の稼働に向けて事業を進めている状況でございます。昨年11月に建築工事に着手し、事業の進捗が目に見える形となってまいりましたので、工事に関する情報提供をきめ細かく行いながら、安全対策や環境対策に万全を期してまいります。

最後になりますけれども、建設中のごみ中間処理施設は、焼却炉で発生する廃熱を利用して発電する型式で、施設内の電気の使用や

売電も可能なカーボンニュートラルの推進を担う施設であります。この施設が次世代に向けた誇るべき贈り物となるよう、誠心誠意努めてまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様方の引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げます。ありがとうございます。

○神子雅人議長 ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。藤田義友議員、山本雅彦議員をお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○神子雅人議長 日程1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○神子雅人議長 日程2「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○神子雅人議長 日程3「議案第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)につきまして、

提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万3000円を追加し、補正後の総額を31億3203万円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金及び繰越金を増額し、県支出金及び諸収入を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を増額し、衛生費及び公債費を減額するものでございます。

また、既定の継続費につきまして、年割額の変更や財源更正などを行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。望月議員。

○6番 望月真実議員 ただいまの増額、減額、財源更正等のもう少し詳しい部分の御説明をお願いしたいと思います。

○小宮和茂事務局長 今回の補正につきましては、歳出関連につきましては、派遣職員の給与費が当初の見積額を上回るようになったという部分が大きいものとなっております。こちらにつきましては、今年度、土木職の派遣職員を1人増員させていただきました。今年度、周辺道路の整備、あるいは警察協議等々ございまして、経験豊富な職員が必要というところを判断しまして、増員したものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金等につきまして、工事の工程が確定した部分もございまして、ここで増額となったものでございます。

主要な増減の関係につきましては以上でございます。

○6番 望月真実議員 国庫の歳入の増額の部分は今理解したのですけれども、県支出金の減額について、もう少し詳細にお願いできますか。

○小宮和茂事務局長 県支出金につきまして

は、事業費の支払い実績に応じて交付されるものとなっております。こちらにつきましては、建設工事の全体工程表の確定に伴いまして、令和4年度の補助対象の事業費が減少したことが主な理由となっております。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程3「議案第1号 令和4年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程4「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について」及び日程5「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会条例について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について及び議案第3号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会条例についての2件につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の個人情報保護制度に対応するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会条例につきましては、厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例に基づ

く開示決定等に対する審査請求等について調査審議する機関として、厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

以上2議案につきまして、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 一括質疑に入ります。栗山議員。

○3番 栗山香代子議員 議案第2号についてお伺いいたします。

これについては、もともとが国の行政機関と、独立行政法人と、それに民間ということに分かれていた3つの法律を一つにまとめたというもので、それに合わせて、それまで地方公共団体がそれぞれに条例をつくっていたものを、法に合わせたという形になるというふうに理解をしております。

そうした中で、この法律については、個人情報保護とデータ流通を両立させるということも大きな目的になるかと思えますけれども、このデータ流通に関して、特に行政が持つ情報、地方公共団体が持つ情報を、言ってしまうと売渡すようなことができるというものになっていきます。

ただ、こちらの厚木愛甲環境施設組合の今回の条例案の中では、それに関しての匿名加工情報というのは特に入っていないかと思いますが、近隣の他市では、もう既に金額も決めているなどという事例もある中で、今回それがなかった、それを入れ込まなかったということについて、何か課題として思うものがあるのかどうかをお伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 ただいま御質問のございました匿名加工情報につきましては、行政機関等匿名加工情報の提案制度のことだというふうに理解してございます。こちらにつきましては、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報について、行政機関等が民間事業者から提案募集を行い、当該提案を審査の上、非識別加工情報として提

供する制度というふうに認識してございます。既に様々な業種で匿名加工情報のデータ分析を行い、商品の販売促進や企業等の事業計画の策定などに活用されているということは認識してございます。

なお、提案制度につきましては、都道府県及び政令指定都市を除いた地方公共団体については、法律の経過措置により、当分の間、導入は任意とされているということになってございます。

今回、当組合の条例においては、提案制度の規定を設けておりませんが、その理由といたしましては、当組合が保有している個人情報、条例を制定するに当たり参考とさせていただいた厚木市の条例と比べまして、個人情報が非常に限定されているところもございます。また、厚木市においても、慎重な検討を要するという事で提案制度を見送った経緯があることから、組合の条例としても提案制度の規定は設けなかったところでございます。

○3番 栗山香代子議員 これについては今年4月1日から一部施行されるということで、やっているところもある中で、私が所属している厚木市もしないということで、既に12月定例会議では決定しております。

ただ、課題があるということですが、当分の間、この匿名加工情報については一般市町村では任意であるということではありますけれども、それがもし法律として義務となった場合に、この不安のあるといいますが、課題のあるものについて、その匿名加工情報とは、今、量子コンピューターなどもありまして、非常に解析が速くなったり、広くなったりするところもこれから出てくるかと思えますけれども、匿名加工情報の個人情報としての漏えいの不安といいますが、そういったところも持っている中で、もしも匿名加工情報が一般市町村にも義務となった場合に、どのように組合としては対応していくのか。もちろん厚木市、愛川町、清川村との関係もあるかと思えますけれども、どのように考えているのかをお聞かせください。

○小宮和茂事務局長 経過措置が継続されている期間においては、提案制度を設けることは考えてございません。また、法改正に際しまして適切な対応ができますよう提案制度の理解を深めるとともに、国の動向に注視し、厚木市、愛川町、清川村の対応などの情報収集に努めてまいりたいというふうを考えてございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程4「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程5「議案第3号 厚木愛甲環境施設組合個人情報保護審査会条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程6「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第4号 厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組

合が所有する行政財産の使用を許可した場合における使用料について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程6「議案第4号 厚木愛甲環境施設組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程7「議案第5号 厚木愛甲環境施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第5号 厚木愛甲環境施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、厚木愛甲環境施設組合の諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第5号 厚木愛甲環境施設組合諸収入金に対する延滞金徴収条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程8「議案第6号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第6号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、定年の引上げを目的とした地方公務員法の一部改正を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員の規定を定めるため、関係条例を改正するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第6号 厚木愛甲環境施設組合職員の勤務時間、休暇等

に関する条例及び厚木愛甲環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程9「議案第7号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○山口貴裕管理者 ただいま議題となりました議案第7号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和5年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費及び広域廃棄物処理施設整備運営事業費を措置したほか、人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億2294万3000円とするものでございます。あわせて、地方債及び一時借入金について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入の内容でございますが、分担金及び負担金につきましては、構成市町村から負担金を受け入れるものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社の電柱及び支線柱を事業区域内に設置することに伴い、新たに行政財産使用料を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を受け入れるものでございます。

次に、県支出金につきましては、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金を受け入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、令和4年度の残額を繰り越すものでございます。

次に、諸収入を計上するものでございます。

次に、組合債を計上するものでございます。

続きまして、歳出の主な内容を御説明いたします。

議会費につきましては、議員報酬や会議録作成業務委託料などを計上するものでございます。

次に、総務費につきましては、職員人件費、一般事務費のほか、監査委員の報酬などを計上するものでございます。

次に、衛生費につきましては、ごみ中間処理施設整備に係る工事請負費や設計施工監理業務委託料、環境影響評価事後調査業務委託料などを計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、長期借入金利子などを計上するものでございます。

次に、予備費につきまして計上するものでございます。

また、地方債につきましては、ごみ中間処理施設整備運営事業につきまして借入れを行うものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。栗山議員。

○3番 栗山香代子議員 15ページの下の方で、広域廃棄物処理施設整備運営事業費の(2)の方で、この年度はどのような事業をするのかということをお聞きしたいと思えます。

これまで計画はお伺いしておりますし、説明会の中でもお聞きをしています。ただ、私のほうでも今日の議会のお話を聞いて、市民の皆さんに説明したいという思いもありますのでお聞きをするのですが、県支出金のほうの市町村自治基盤強化総合補助金、これが令和4年度がマイナスになっていて、こっちがその分、入ってきているのかということも含めて、どのような工事になるのか、順調であるのか、予定どおりであるのかということの確認も含めてお伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 令和5年度の建設工事の具体的な内容ということで御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

主な工事内容については5点というふうに考えてございます。まず1点目は、造成工事となります。令和4年1月から開始したものでございますが、引き続き浸水対策のための盛土を本年11月まで実施する予定となっております。

2点目でございますが、施設本体工事となります。既に今月から着手しておりますが、令和5年度におきましては、鉄骨や鉄筋コンクリートなどで施設の構造体を築造する躯体工事を実施いたします。なお、工事期間は令和7年6月までを予定してございます。

3点目でございますが、煙突の建設工事となります。煙突を鉄筋コンクリートで築造するもので、令和5年度末、令和6年3月末には高さ80メートルに達する予定としてございます。なお、工事期間は令和6年7月までを予定しております。

4点目は、周辺の道路整備工事という形になります。厚木市道2路線の整備となりますが、まず施設建設地北側の物流倉庫との間にありますクランク状の道路となります。こちらは市道B-713号線となりますが、工期は令和5年4月から7月までを予定してございます。

次に、厚木市環境センターと施設建設地の間にある市道B-703号線でございます。工期は令和5年9月から令和6年3月までを予定してございます。

整備内容は、いずれも盛土による高低差の処理を行うとともに、車道を幅員7メートルに拡幅しまして、新たに事業区域側に幅員2.5メートルの歩道を設置してまいります。

なお、市道B-703号線は通行量が比較的多い路線であり、工事期間が6か月となることから、市道B-713号線の整備を先行して完成させまして、市道B-703号線工事期間中の迂回路として活用していただけるようにする予定で工事を進めてまいります。

最後に5点目となりますが、その他工事と

して、引き続き建設予定地西側の雨水管工事、また、令和5年7月から污水管工事を実施してまいります。

主な工事内容につきましては以上のとおりでございます。

○3番 栗山香代子議員 県の補助金が多分こっちに移ったのだらうと思って、その辺の部分はどうかのかなというのをちょっとお聞きしたかったのもありますが、ここに含まれているということですね、はい。

次に、やはり15ページになりますが、環境影響評価についてははなから頻繁にやられるということで御説明がありましたけれども、令和5年度についてはどのようなものややって、今までやったのも含めてですけれども、市民に対する公表等についてはどのような形でやっていくのかということもお伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 環境影響評価事後調査の結果公表までの経緯につきましては、まず事業地周辺の環境を1年間調査いたしまして、毎年度末に報告書を作成いたします。報告書の内容等を精査した後、報告書を組合管理者から県知事宛てに提出いたします。毎年6月を予定してございます。その後、県知事が縦覧等の手続を実施いたしまして、縦覧という形になります。

縦覧につきましては、報告書を組合の事務室、県、厚木市及び近隣市の28施設に設置いたします。また、組合ホームページに報告書を掲載し、結果を公表してまいります。

○3番 栗山香代子議員 最後にお伺いいたしますけれども、そういったものも含めてになるかと思いますが、これまでも市民への説明を大変丁寧にやってこられたかと思えます。令和5年度については、市民説明会はどのタイミングで、どういった内容について説明をするのかということをお伺いいたします。

○小宮和茂事務局長 事業説明会でございますが、毎年1回、事業区域周辺にお住まいの方々、また、組合構成市町村及び近隣自治体にお住まいの皆様を対象に、施設本体の建設

工事計画や周辺道路工事の計画など、向こう1年間の工事計画などについて説明を行うために、工事説明会を実施しているところでございます。

参考ですが、令和4年度におきましては、10月15日土曜日に依知南公民館で説明会を開催いたしました。25人の方の御参加をいただいております。令和5年度におきましても、同じタイミングとなります10月中の開催を予定してございます。

また加えて、工事の進捗状況についてお知らせするために、実際に工事現場を見学していただく現場見学会を、金田地区の自治会等で組織される環境保全委員会などの委員の皆様を対象に開催をする予定としてございます。参考に、令和4年度につきましては、12月16日金曜日に開催いたしまして、10人の方の御参加をいただいております。

○神子雅人議長 望月議員。

○6番 望月真実議員 15ページになります。広域廃棄物処理施設整備運営事業費の(1)ですけれども、この内容について御説明をいただきたいと思えます。

○小宮和茂事務局長 主なものといたしましては、災害廃棄物一時保管場所の運営マニュアルを作成するものでございます。今後整備いたします緑地につきましては、災害があった場合の災害廃棄物の一時保管場所として活用する形になってございます。これについては、万一のことがあった場合に、どのように保管場所として整備するか、また、原状回復を行うか等々について、すぐに活用できるようにマニュアルを作成するというところで、その委託費という形になってございます。

○6番 望月真実議員 この予算の令和5年度のマニュアル作成のスケジュール感といいますか、どこら辺までを想定していて、そのマニュアル自体がいつ公開になるというか、令和5年度内でどこまで進んでいくのかというのをお示してください。

○小宮和茂事務局長 マニュアル作成につきましては、令和5年度に事業者選定をいたしまして、コンサルになると考えてございます

が、そちらを経まして精査等が必要になりますので、そちらも含めて、施設が稼働できるところまでには整備したいというふうに、基本的な部分は令和5年度中につくっていききたいというふうに考えてございます。

○神子雅人議長 ほかになければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程9「議案第7号 令和5年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 日程10「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。高橋豊議員。

○5番 高橋 豊議員 ただいま議題となりました議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、本年4月から、民間、行政機関、独立行政法人等の個人情報の保護に関する法律が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の個人情報の保護に関する法律による全国的な共通ルールが適用されることとなりました。

しかしながら、地方議会につきましては、国会や裁判所と同様に、改正後の法律が定める規定の適用対象外となっております。これを受け、本組合議会が保有する個人情報の適

正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人情報についての個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、本条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○神子雅人議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

御異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程10「議員提出議案第1号 厚木愛甲環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例について」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

○神子雅人議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これもちまして令和5年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 神子 雅人
議員 藤田 義友
同 山本 雅彦